

## 予定価格の事前公表に関する取扱い要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市入札の透明性・競争性の向上を図ることを目的とし、建設工事の予定価格を事前公表（以下「公表」という。）するため、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (公表の対象)

第2条 登別市契約事務規則（昭和63年規則第19号。以下「契約事務規則」という。）第17条の2の予定価格の公表の対象は、一般競争入札実施要綱（平成6年訓令第14号）第2条に基づき選定したものとする。

### (公表の方法)

第3条 契約事務規則第9条の規定による公告において、契約事務規則第10条第1項第8号の「その他入札に関し必要と認める事項」及び一般競争入札実施要領（平成9年4月1日施行）第2条第12号の「その他必要事項」として、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。この場合における公告は、契約事務規則第17条第1項の規定による予定価格調書の作成後に行うものとする。

2 前項の予定価格調書の取扱いに当たっては、入札の公告において予定価格を公表し、公表後は直ちに封書にするものとする。

### (その他)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により設ける最低制限価格については、公表しないものとする。

## 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。